

浄化槽設置者の守るべき事項

「浄化槽法」では、浄化槽設置者のみなさんに、次のことが義務づけられています。

1 浄化槽使用開始の報告をしてください。

浄化槽の使用を開始したときには、浄化槽の使用を開始した日から**30日以内**に市長（いわき市経営企画課）へ**浄化槽使用開始報告書**を提出してください。（郵送でも結構です。）

2 法定検査を忘れず受検してください。

すべての浄化槽には法定検査が義務づけられています。この法定検査は使用開始から3ヶ月後に行う検査（「**7条検査**」と言います。）とその後毎年1回行う定期検査（「**11条検査**」と言います。）と2種類あります。法定検査は、浄化槽の日常の維持管理が適正に行われているかどうかを検査するものです。忘れずに申込みをしてください。

7条検査

- | | |
|-----------|---|
| ① 検査対象浄化槽 | すべての新設浄化槽 |
| ② 検査の内容 | 外観検査、水質検査、書類検査 |
| ③ 検査時期 | 使用開始の 3ヶ月後から5ヶ月間に1回 |
| ④ 検査機関 | 公益社団法人福島県浄化槽協会浄化槽検査委員会
（福島県知事の指定検査機関） |
| ⑤ 検査申込み方法 | 専用申込み用はがき に記入し、投函してください。 |
| ⑥ 検査申込み期限 | 浄化槽設置届出後、すみやかにお願いします。 |
| ⑦ 検査手数料 | 浄化槽の人槽により異なります。
（一般住宅で10人槽以下の場合 10,000円 ） |

11条検査

- | | |
|-----------|--|
| ① 検査対象浄化槽 | すべての浄化槽 |
| ② 検査の内容 | 外観検査、水質検査、書類検査 |
| ③ 検査時期 | 毎年1回 |
| ④ 検査機関 | 公益社団法人福島県浄化槽協会浄化槽検査委員会
（福島県知事の指定検査機関） |
| ⑤ 検査申込み方法 | 専用申込み用はがき に記入し投函するか、 委託している保守点検業者 を通じて申し込む。なお、詳しい内容については指定検査機関にお問い合わせください。 |
| ⑥ 検査手数料 | 浄化槽の人槽により異なります。
（一般住宅で10人槽以下の場合 4,000円～6,000円 ） |

○法定検査に関する問い合わせ

(福島県知事指定検査機関)

公益社団法人 福島県浄化槽協会浄化槽検査委員会

●いわき支所

〒970-8034 いわき市平上荒川字堀ノ内31番地の4 ☎0246-23-1700

3 定期的に保守点検を実施してください。



浄化槽が正しく機能しているかどうかをチェックし、常に良好な状態に保っておくため、浄化槽管理者（設置者）には定期的に保守点検をする義務があります。
市長の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託してください。詳しくは経営企画課にお尋ねください。

4 定期的に清掃を実施してください。

浄化槽の中にはスカムや汚泥が徐々にたまり、そのまま放置すると放流水と一緒に流れ出してしまうだけでなく、浄化槽の働きを悪くする原因にもなります。浄化槽管理者（設置者）は浄化槽保守点検業者の指示に従い、**市長の許可を得た浄化槽清掃業者**に委託して毎年1回浄化槽の清掃をしてください。



5 浄化槽使用廃止の報告をしてください。

下水道などが普及し、浄化槽を廃止したときは、廃止した日から**30日以内**に市長（いわき市経営企画課）へ**浄化槽使用廃止届出書**を提出してください。

浄化槽設置者の
みなさんへ